

2025 年度 第 1 回 理事会 抄録

日 時： 2025 年 4 月 5 日（土） 13：30～18：36

場 所： 日本理学療法士協会会館

出席者：

理 事： 斉藤、大工谷、吉井、佐々木

谷口、板倉、清宮、黒澤、白石、友清、湯元、伊藤、内山、大淵

岡持、小川、高橋、西山、野崎、長谷川、藤澤、松井、山根

監 事： 太田、櫻田、辺土名

欠席者

理 事：

監 事：

I. 審議事項

（全 5 題）

1. 第 60 回日本理学療法学術研修大会収支予算（案）について （白石常務理事、斉藤大会長、佐々木準備委員長）	承認
第 60 回日本理学療法学術研修大会収支予算（案）について審議がなされ、総員賛成で承認された。	
（主な内容） 収支予算修正の経緯について ・ 1 月に開催された理事会において、本大会の収支予算案が審議され、承認された。しかし、その後の参加受付開始に際し、予算書における参加費の内訳に誤りがあることが判明した。 ・ 具体的には、当初の収支予算案では World Physiotherapy Congress（以下、WPC）参加者向けの割引設定（4,000 円）が反映されていなかった。 ・ 約四半世紀ぶりの日本開催であり、WPC および日研の参加者を増やすためにも、WPC 参加者の割引（半額）を適応したい。ついては、本修正についてのご理解をお願いする。 ・ 本件に関し、受付開始後の修正となり大変申し訳なく遺憾に思う。同様の誤りを防ぐため、慎重に運営を進めていく所存である。 （主な意見） ・ 収支の総額に変更はないか。 →変更はない。 ・ WPC 参加会員について、対面が 100 名、オンラインが 400 名、合計 500 名となっているが、実際に WPC への日本人登録者を確認した上で見積もった人数であるのか。 →確認した上で、そのうちの 3 分の 1 ほどが参加すると見込んだ。 ・ 都道府県理学療法士会の皆様は審議の際の意見を重く受け取られている。本会が日研の主催の際には範となるようにする必要があるのではないか。	

2. 理学療法業務功労者厚生労働大臣表彰の候補者の推薦について	(斉藤会長)	継続
理学療法業務功労者厚生労働大臣表彰の候補者の推薦に関する議題については、今回は取り下げとなった。 (主な内容) 厚生労働省への推薦人数は、受章候補者等推薦規程では 40 名以内とされているが、以下の理由に鑑み、61 名全員を推薦することとしたい。 ・ 厚生労働省からの推薦依頼で提示された表彰対象者の要件を満たしていること ・ 本会の受章候補者等推薦規程の推薦基準を満たしていること ・ 厚生労働省からの推薦依頼には人数の制限に関する記載が無いこと 【受章候補者等推薦規程】 (推薦基準) 第 13 条 理学療法業務功労者厚生労働大臣表彰（以下「大臣表彰」という。）の候補者は、保健医療行政に対する協力、本会・士会の発展、後進の育成指導等に特に顕著な功績があり、他の模範となる者であって、受賞日時点で満 50 歳以上かつ次の基準のいずれかを満たす者とする。 (1) 協会役員歴 通算 15 年以上 (2) 士会役員歴 通算 20 年以上 (推薦人数) 第 14 条 各回 40 名以内とする。 (推薦順位) 第 16 条 候補者を厚生労働省に推薦するにあたっては、次の各号により順位をつけるものとする。 (1) 別表に基づくポイントの合計を基準として、合計ポイントの多い者から順に推薦順位を決定する。合計ポイントは、それぞれ別表に示すポイントに在任した期間（年数）を積算する。 (2) 合計ポイントが同数の場合は、所定の功績調書における「その他 参考事項」を参考に表彰委員会がその推薦順位を定める。 (主な意見) ・ 規程の 40 名以内というルールは守らなければならないこの人数の撤廃を審議するか、もしくは推薦人数の部分に、人数は目安とするなど、補足するような一言を記載することを審議してはどうか。ルールを最優先すべきだ。 →人数制限については、本会では設けているが、厚生労働省側では設けていない。また、61 名を推薦しても、厚生労働省側で承認されない可能性も十分にある。 ・ 規程変更を選ばなかった積極的な理由は何があるか。 →積極的な理由として、私の中では、例えば日本医師会や日本看護協会はこの表彰が毎年あるいは隔年で行われているが、本会は 10 年に 1 回である。今後、その交渉を進めていきたい。仮に毎年表彰されることになれば、40 名という上限を変える必要がなくなる。その交渉の余地もあるので、今回はあえて規程変更は行わないこととした。 ・ 60 人にするのであれば、定数を取るか、特別な事情などに関する条文を入れる必要がある。 →今回は取り下げ、次回、改めて規程変更とあわせて二つの議案を提出することとしたい。 ・ 全体的なことであるが、規程は規程であり、それは遵守すべきである。規程がそぐわないのであれば、規程変更からしなければならない。		

3. 障がい者団体助成事業選定規程の新設について	(谷口専務理事)	承認
障がい者団体助成事業選定規程の新設について審議がなされ、総員賛成で承認された。 (主な内容) 2024 年 6 月 7 日に行われた内閣府立入検査を踏まえ、障がい者団体助成事業における助成事業の選定手続きについて定める規程案を検討した。 内閣府立入検査では、本会に助成希望を申請してきた団体に属する者が本会での助成事業選定プロセスに関わらないことを、規程化して明記するよう指摘があった。そのため、これを踏まえ、主に助成事業の選定手続きに焦点を当てて規程案を作成した。なお、上記内閣府の指摘に係る内容は、第 6 条第 2 項で定めている。 ● (助成決定) 第 6 条 選定にあたっては、公正に行うため、専門的な知見を有する本会役員及び職員をもって選定部会を構成し、これに当たることとする。また、必要に応じて外部からの専門家を参画させることができる。 2 前項の定めにかかわらず、前条の申請を行った団体の長及び当該団体において申請に係る事業に携わる者は、選定には当たらないものとする。 3 助成決定に際しては、第 1 項の選定を基に、理事会に助成可否を諮ることとする。 (主な意見) ・ 選定手続に焦点を当てて作成したとのことだが、細則や実施要項は別にあるのか。 → 実施要綱、募集要項等には、内容が網羅されている。ホームページに掲載されているので、ご参照いただきたい。 ・ 細則や実施要綱は規程より下にあるものなので、揺るがないものは規程に載せるべきではないか。 → 今回、内閣府からは、障がい者団体等助成事業にかかわる規程ではなく、選定のプロセスに関する規程を設けることが求められた。そちらをまず明文化したい。 ・ 本会ではたびたび関連することがあるが、利益相反のことについては、もう少し明確にしたほうがよいと考える。利益相反の考え方、実行の仕方は、この際、適切に定めたほうがよい。		

4. 法改正に伴う就業規則改定の承認について	(谷口専務理事)	承認
法改正に伴う就業規則改定の承認について審議がなされ、総員賛成で承認された。 (主な内容) 2025 年 4 月の法改正部分のみ変更したい、 主な変更点は下記となっている。なお、本改正案については、顧問社会保険労務士にも確認済みである。 1. 看護休暇 (第 25 条) ① 対象となる子の範囲の拡大 小学校就学の始期に達するまで → 小学校 3 年生修了まで ② 取得事由に以下 2 点が追加された		

- 感染症に伴う学級閉鎖等
入園（入学）式、卒園式
③労使協定による除外対象者
雇用期間 6 か月未満の廃止
④名称変更
子の看護休暇 → 子の看護等休暇

2. 介護休暇（第 28 条）

- ⑤労使協定による除外対象者
雇用期間 6 か月未満の廃止

なお、法令上では 1 日又は時間単位の取得ができればよく、多様な就労時間の区分が発生した際、半日の定義が難しくなる可能性があることから、半日単位の記載は削除したほうが良いという顧問社会保険労務士からの助言を受けて、半日単位は削除している。

3. 定年再雇用（第 33 条）

2025 年 4 月 1 日から高年齢者雇用確保措置として「定年制の廃止」「65 歳までの定年の引き上げ」「希望者全員の 65 歳までの継続雇用制度の導入」の 3 つのうち、いずれかの措置を講じる必要がある。本会は希望者についての継続雇用制度を導入していたが、経過措置による制限および一定の制限を記載していた。今回の改正により経過措置は終了し、希望者全員に継続雇用制度を適用する必要がある。

顧問社会保険労務士に他社の状況も確認しており「再雇用後は 1 年ごとの契約更新制とされていることが多く、1 年ごとの労働条件は合理性のある範囲内で見直しによって、労使双方の希望や意見を調整していくことができる」と助言をいただき、今回の規程改定案の記載についても確認いただいている。

（主な意見）

- ・ 本会における介護休暇は有給であるか。
→ 有給である。
- ・ 「定年年齢に達した年度の末日の 3 か月前までに申し出る」とあるが、例えば 3 月 31 日が定年となる場合、申し出はいつまでか。
→ 例えば 2025 年度末、つまり 2026 年 3 月 31 日に退職する場合、2025 年 12 月までに申し出をすることになる。

5. 新入会員の承認について（動向報告および賛助会員の入退会等含む）

（斉藤会長、大工谷副会長、吉井副会長、佐々木副会長）

承認

新入会員の承認について審議がなされ、総員賛成で承認された。

（主な内容）

定款第 6 条により、2025 年 2 月 16 日～2025 年 3 月 15 日の間、新たに申請をした正会員 78 名について承認をお願いする。

また、復会者 567 名、休会者 1,553 名、退会者 566 名、賛助会員の入会 0 件、退会 0 件であったことを報告する。

（主な意見）

特になし

Ⅱ.報告事項

(全 20 題)

1. 2024 年度 第 4 四半期職務執行状況報告

(斉藤会長、大工谷副会長、吉井副会長、佐々木副会長、谷口専務理事、板倉常務理事、清宮常務理事、黒澤常務理事、白石常務理事、友清常務理事、湯元常務理事)

2024 年度 第 4 四半期職務執行状況について、報告がなされた。

(主な内容)

025 年 1 月～3 月まで（第 4 四半期）の業務執行状況について報告がなされた。

＜業務執行権を有する理事＞

- 1 斉藤会長
- 2 大工谷副会長
- 3 吉井副会長
- 4 佐々木副会長
- 5 谷口専務理事
- 6 板倉常務理事
- 7 清宮常務理事
- 8 黒澤常務理事
- 9 白石常務理事
- 10 友清常務理事
- 11 湯元常務理事

(主な意見)

- ・デフリンピックについて、現時点で対応の予定はあるか。
→現時点では、特段の対応は予定していない。
- ・休会制度の変更に伴うシステム改修はどのような状況か。
→現在、費用の見積もりを取得中であり、判明次第報告される予定。制度改定による退会者の見込みや費用対効果についても、今後の検討材料とされる見込みである。
- ・60 周年記念事業の一環として販売された LINE スタンプの収益について、予算反映は行われているのか。寄附扱いとする場合でも、一度収益として計上すべきではないか。
→収益は予算には反映されていなかった。無料配布も検討されたが、システム上の高額な費用負担により断念された。
- ・一部事業の支出が予算を大幅に上回っている要因は何か。
→賃借料と渉外費の増加が主な要因である。賃借料には大規模会場費が含まれ、渉外費の大部分は議員パーティー券の購入に起因している。
- ・認定教育機関において税務処理が不明確なケースがある。本会の監督責任や説明責任についての認識はどうか。
→本件については、課題として受け止め、今後の対応を検討する。
- ・動物領域における理学療法士の関与はどう位置付けているか。
→現時点では制度整備が十分ではないものの、関係団体との連携を図りつつ、段階的な制度化と法的整備を目指す方針。今後は保険やリスク管理の観点も含め、体制構築が必要である。
- ・2024 年度事業を踏まえた事業評価について、どのように進めていくのか。実施率の確認だけでなく、成果や課題の可視化を通じた評価と見直しが求められる。KPI や自己評価などを活用し、年度初めのタイミングを

機に段階的に取り組んでいくべきである。

2. 令和 8 年度診療報酬改定要望事項（案）について（中間報告）

（佐々木副会長、高橋理事、長谷川理事）

令和 8 年度診療報酬改定要望事項（案）について（中間報告）、報告がなされた。

（主な内容）

令和 8 年度診療報酬改定要望事項（案）について、1 月 22 日に令和 8 年度診療報酬に向けた検討会で本会としての要望事項を決議し、1 月 27 日にリハビリテーション専門職団体協議会（以下、3 団体協議会）の報酬改定等委員会で 3 団体の合意要望項目を整理のうえ、3 月 11 日に 3 団体協議会代表者会議で協議を行った。他団体および省庁との調整を開始しているところ、3 団体協議会に提出した要望項目（案）について、中間報告をする。

○ 診療報酬改定に係るこれまでの主な経過は以下の通り。

<内部・関係団体関連>

- ・ 第 1 回令和 8 年度診療報酬改定対策強化推進部会会議（4/15）
- ・ 和田勝顧問へのご相談（5/7） * 令和 8 年度報酬改定に向けた日本理学療法士協会の基本的考え方（案）および重点要望方針（案）」について
- ・ 第 2 回令和 8 年度診療報酬改定対策強化推進部会会議（6/4）
- ・ 理事会において「令和 8 年度報酬改定に向けた日本理学療法士協会の基本的考え方および重点要望方針」を決議（7/6）
- ・ 令和 8 年度診療報酬改定に向けた検討会の顔合わせ会議（7/17）
- ・ 理事懇談会において「令和 8 年度診療報酬改定に向けた今期・中期目標および重点要望事項（案）」の協議（7/27）
- ・ 第 1 回令和 8 年度診療報酬に向けた検討会会議（9/10）
- ・ 第 3 回令和 8 年度診療報酬改定対策強化推進部会会議（9/24）
- ・ 理事会において、「令和 8 年度報酬改定に向けた今期・中期目標および重点要望事項」を決議（10/6）
- ・ 第 2 回・第 3 回令和 8 年度診療報酬に向けた検討会会議（10/22・23）
- ・ 第 4・5 回令和 8 年度診療報酬に向けた検討会会議（1/21・22）で本会としての要望事項を決議

<関係団体関連>

全国リハビリテーション医療関連団体協議会

- ・ 報酬対策委員会会議 * 毎月 1 回の会議を開催

リハビリテーション専門職団体協議会

- ・ 報酬改定等対策委員会（5/16、7/3、12/3、令和 7 年 1/27）
- ・ 代表者会議で要望案を決議（令和 7 年 3/11）

<他団体・省庁関連>

- ・ 日本泌尿器科学会との意見交換（7/3）
- ・ 日本排尿機能学会意見交換（8/5）
- ・ 日本産婦人科学会意見交換（8/16）
- ・ 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会意見交換（8/22）
- ・ 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会意見交換（9/24）

- ・ 日本創傷・オストミー・失禁管理学会意見交換（10/8）
- ・ 日本精神科病院協会 看護・コメディカル委員会との意見交換会（11/8）
- ・ 日本泌尿器科学会、日本排尿機能学会、日本リハビリテーション医学会意見交換（11/25）
- ・ 厚労省保健局医療課のリハビリテーション担当課長補佐、主査との要望内容意見交換（12/10）
- ・ 日本訪問リハビリテーション協会との意見交換（1/10）＊在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の要件緩和に係る要望について
- ・ 日本泌尿器科学会保険委員会拡大常任委員会へ出席（1/18）＊「下部尿路症状に対する理学療法」について内保連からの要望提出を決定

○ 3 団体協議会報酬改定等委員会で合意をした診療報酬改定の要望事項の概要は以下のとおり

- ・ 本会から提出をして委員会で合意した要望（案）・・・21 項目
- ・ 本会と言語聴覚士協会のみ合意した要望（案）・・・2 項目

＊いずれも精神科身体機能障害に係る要望

（主な意見）

特になし

3. 第 7 回指定規則改正 3 協会協議について

（白石常務理事）

第 7 回指定規則改正 3 協会協議について、報告がなされた。

（主な内容）

指定規則改正に向けて、2 月 20 日に本会、日本作業療法士協会、全国リハビリテーション学校協会の担当者による第 7 回の会議を開催した。協議の進捗状況等を共有するとともに、合意に至っていない点や合意済みの内容等について報告がなされた。

（主な意見）

特になし

4. OSCE 実施マニュアル第 1 版について

（白石常務理事）

OSCE 実施マニュアル第 1 版について、報告がなされた。

（主な内容）

会員から募集したパブリックコメントを参考に修正を行い、OSCE 実施マニュアル第 1 版を作成した。

- ・ 症例は、Pre-OSCE では中枢疾患と整形外科疾患の 2 例、Post-OSCE ではそれに在宅高齢者の 1 例を加えた計 3 例とした。
 - ・ 課題は、Pre-OSCE では情報収集や評価・治療などの 2 課題、Post-OSCE ではさらに記録・報告を加えた 3 課題とした。
 - ・ マニュアルは、会員管理システム内で公開する予定である。
- 今後、説明会やセミナーなどを通じて周知を進める予定である。

(主な意見)

特になし

5. JICA(国際協力機構)との覚書締結と連携事業

(斉藤会長、大工谷副会長)

JICA(国際協力機構)との覚書締結と連携事業について、報告がなされた。

(主な内容)

JICA(国際協力機構)と連携事業の覚書を締結した。

JICA 協力隊リハビリテーション技術顧問の渡邊雅行氏から打診があり、JICA 連携事業の担当部署と打合せをした。これまで JICA 民間連携事業は、企業や大学、自治体を対象としていたが、2023 年から本会のような法人の会員も対象にできるようなスキームに変更されたとのことである。アジア人材育成部会(グローバルプロジェクト運営部会)と国際事業課で事業申請の手続きを進めてきたところ、採択の連絡をうけ、このたび覚書を締結した(別添 1)。

派遣先は、日本の理学療法士免許を使って臨床実践が可能なカンボジア王国である。中長期計画の国際活動推進(免許の国際通用性)を推進する取り組みであり、海外就労創出や、グローバル人材育成の観点にも資するものである。

他国の健康課題に貢献する公的な事業で ODA(政府開発援助)から資金支出されることから、会費外の資金活用となる(一人派遣あたり 2,000～2,200 万円/2 年間の試算)。

本会会員は協力隊と同じ訓練をうけ、同じ待遇で 2 年間派遣される。(派遣中は本人への活動費支給のみならず、現職のまま参加する場合は所属組織にも一定の費用が補填される制度も、協力隊と同じく適用される。

また、JICA との折衝において、公的文書(JICA 要望調査票)の資格条件等に「修士又は認定・専門 PT 資格取得が望ましい」と記載することができた(別添 2)。入会メリットや生涯学習の推進、学習意欲の向上につながることを期待される。

引き続き、会員の活躍に資する取り組みを進めていきたいと考える。

なお、本件は医療系専門職団体として初めての締結で、他専門職団体へも波及するインパクトが期待できることから、JICA 内で高く評価されている。

(主な意見)

特になし

6. 適正な組織運営にむけた提案 -ガバナンスとコンプライアンスについて

(伊藤理事)

「適正な組織運営にむけた提案 -ガバナンスとコンプライアンスについて-」について、報告がなされた。

(主な内容)

6 月の定時総会で候補者選挙のまま理事就任が承認された場合、その後の理事懇談会で以下の件について意見交換したいと考えている。

- ・個人の責に帰することのない、組織風土の変革の必要性
- ・コンプライアンスの遵守やリスクマネジメントについて
- ・理事会諸会議の運営の在り方

意見集約にご協力をお願いする。いただいたご意見をもとに、理事懇談会で議論する方向である。中長期計画に定める組織基盤強化のうち、本会のガバナンス・コードの策定に資する取り組みにしたいと考える。

(主な意見)

- ・ 専務理事とは既に調整しているのか。
→業務執行理事制の功罪や、業務執行理事と一般理事の役割分担および責任のあり方、さらには組織運営の方向性について、専務理事とは意見交換を行っている。今後、ガバナンス強化の一環として、改選時に役員の役割を明確にするための研修会の開催が必要であるとの認識も共有されている。
- ・ 本会の実情に即した形でガバナンス・コードを具体化し、行動規範として整理することは有用である。中でも利益相反（COI）に関する記載を明文化することで、役員の役割や立場が明確になることに加え、関係者を保護する仕組みとしても機能し得る。COI の明記は、意見や行動を制限するものではなく、組織人としての立場を守るものとして前向きに捉えるべきである。

7. 会長行動録について（3 月）

（斉藤会長）

会長行動録について、報告がなされた。

(主な内容)

3 月の会長行動録について報告がなされた。

(主な意見)

- ・ 防災に関する本会の今後の対応について、JRAT と連携して進めるのか、それとも別組織として取り組むのか。
→防災分野のリハビリテーション支援については、基本的に JRAT が中心となる方向であり、本会としては JRAT と足並みをそろえつつ、地域リハビリテーション等の分野で独自の役割を担う可能性がある。JRAT が平時の防災活動にも積極的に取り組むべきとの方向性が国から示されており、次年度からは研修や事務局体制の強化に向けた予算措置も講じられている。

8. 事務局報告について（3 月）

（谷口専務理事）

事務局報告について（3 月）、報告がなされた。

(主な内容)

以下の点について報告がなされた。

1. 会員動向
2. 財務報告
3. 賛助会員数
4. 公文書発信収受件数
5. 後援許可
6. 協賛許可
7. 共催許可
8. 事務部門報告

(主な意見)
特になし

9. (組織運営協議会意見交換用)「公衆衛生」領域におけるいわゆる保健理学療法士の育成に向けた職能研修事業について (佐々木副会長)

(組織運営協議会意見交換用)「公衆衛生」領域におけるいわゆる保健理学療法士の育成に向けた職能研修事業について、報告がなされた。

(主な内容)

「公衆衛生」領域におけるいわゆる保健理学療法士の育成に向けた職能研修事業については、これまで常任理事会、業務執行理事会、理事懇談会において協議を重ねてきたところ、4月6日(日)の組織運営協議会で意見交換をする内容について報告がなされた。

理事懇談会で頂戴した意見を踏まえ、説明する内容として、産業保健および母子保健領域における理学療法士の職域が今後発展をする可能性等について言及したうえで、推進リーダー制度の案を、グランドデザイン(平成25年)に遡って提案することとし、以下の内容にまとめた。

1. 理学療法士の業の範囲と取り巻く状況の変化について
2. 産業保健領域における状況の変化について
3. 母子保健領域における状況の変化について
4. 産業保健・人間工学推進リーダー制度および母子保健推進リーダー制度の構築(案)について

○ また、意見交換の論点を、以下の2つにまとめた。

<論点1>

- ◆ 「公衆衛生」領域におけるいわゆる保健理学療法士の育成にあたり、推進メンバーについては、協会のeラーニング受講により取得できることとし、都道府県士会の事業において、まずはその領域に興味関心のある会員を把握できるようにすることとしてはどうか。
- ◆ 推進リーダーについては、指定規則に組み込むこと等を想定し、協会のeラーニングを協会事業として作成をしたテキスト(現段階では産業保健のみを想定)を用いて30時間~50時間程度の実践的な学習内容にするとともに、都道府県士会事業のOJTを通じて実戦経験を積むことを要件とすることとし、会員の費用負担も勘案して、段階的に費用を支払って学習できるものとしてはどうか。

<論点2>

- ◆ 「公衆衛生」領域におけるいわゆる保健理学療法士の育成にあたっては、卒前教育(指定規則)に組み込むことを目指していることや、ボリュームゾーンである30代を中心とした会員の関心が高いこと等を踏まえ、登録理学療法士の取得の有無にかかわらず、「学びたい」と思ったすべての理学療法士(会員および復会する休会会員、入会・再入会する非会員)が学ぶ意欲を持つことができる制度とし試みてはどうか。
- ◆ 上記制度の試みを以て、社会実装に向けた制度のあり方や、組織率の向上に対する効果などについて、継続的に検証をすることとしてはどうか。

(主な意見)

特になし

10. （組織運営協議会意見交換用）協会指定管理者制度の見直し（案）について（佐々木副会長）

（組織運営協議会意見交換用）協会指定管理者制度の見直し（案）について、報告がなされた。

（主な内容）

（組織運営協議会意見交換用）協会指定管理者制度の見直し（案）については、これまで常任理事会、理事懇談会において協議を重ねてきたところ、4月6日（日）の組織運営協議会で意見交換をする内容について報告をする。なお、本件については、4月5日（土）の理事会においても、組織運営協議会で意見交換をする内容として報告がなされた。

常任理事会および理事懇談会で頂戴した意見を踏まえ、

- ・ 「初級」については、都道府県士会主催の研修開催が必要な制度設計としているところ、「受講者が減少（多くの都道府県で参加者が数名）」しており、都道府県士会ごとの開催が困難な状況となっていることから、協会主催の e ラーニングによる学習を初級取得の要件とすること
 - ・ これまで都道府県士会主催で開催してきたところ、様々な工夫により多様なカリキュラムの内容で開催をしている都道府県士会や、受講者数が多い都道府県士会が存在することから、都道府県士会主催で開催をすることを妨げないこと
 - ・ 上級については、研修コンテンツを更新すること（5年に1度など、定期的に更新をする）
 - ・ 職能事業内で上級者向けの情報配信を行うことや、報酬改定検討部会員の選考基準のポイントにするなど、ロイヤリティを向上する試みを検討すること
- として説明をすることとした。

○ また、意見交換の論点を、以下の2つにまとめた。

＜論点1＞

- ◆ 「協会指定管理者」という名称については、都道府県士会担当者および会員の皆様から、「協会指定管理者」という名称は部門トップの管理者のイメージが強いので検討して欲しい」などのご意見をいってきたところ。
- ◆ 新規名称への変更について、どのように考えるか。

＜論点2＞

- ◆ これまで、初級研修は都道府県士会主催で開催してきたところ、様々な工夫により多様なカリキュラムの内容で開催をしている都道府県士会や、受講者数が多い都道府県士会が存在することから、都道府県士会主催で開催をすることを妨げないこととすることについて、どのように考えるか。

（主な意見）

特になし

11. （組織運営協議会意見交換用）地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度の改定案について（佐々木副会長）

（組織運営協議会意見交換用）地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度の改定案について、報告がな

された。

(主な内容)

地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度の改定案については、これまで常任理事会、業務執行理事会、理事懇談会、都道府県職能担当者会議等において協議を重ねてきたところ、4月6日(日)の組織運営協議会で意見交換をする内容について報告がなされた。

改定(案)のポイントを以下の通り整理をした改定案について、意見交換を行いたい。

1. 推進メンバー制度を新設

→前期研修終了後(3年目から)から地域活動への参加ができるようになり、学習意欲やキャリア形成につながる。

2. 士会指定事業(推進リーダー取得の必須項目)を「地域活動のOJT」とし、内容を明確にする

→協会としてQ&Aに具体例を提示し、各士会の裁量で判断できるようにしたい。

3. 推進メンバーの活動報告を、後期研修の「E-1～3 領域別研修(事例)」のポイントが取得できるような共有の場の例示を行う。

→協会としてQ&Aに具体例を提示し、後期研修履修中の会員が推進メンバーとしての活動を共有する場を作りたい。

4. 推進リーダーの活動報告を、「士会承認研修会」として登録PTの更新ポイントが取得できるような開催方法の例示を行う。

→協会としてQ&Aに具体例を提示し、推進リーダーとしての活動を共有する場を作りたい。

5. 若い協会員に向けてキャリアアップを例示することが可能となる。

(主な意見)

特になし

12. 2024 年度認定・専門理学療法士新規ならびに更新申請結果について

(白石常務理事)

2024 年度認定・専門理学療法士新規ならびに更新申請結果について、報告がなされた。

(主な内容)

2024 年度の認定・専門理学療法士新規取得者ならびに更新申請状況について報告がなされた。

【新規】

認定理学療法士申請者数：929 名(延べ 1,006 名)

認定理学療法士受験者数：904 名(延べ 978 名、欠席 28 名)

認定理学療法士合格者数：768 名(延べ人数)

専門理学療法士申請者数：130 名(延べ 132 名)

専門理学療法士合格者数：121 名(延べ人数)

【更新】

認定理学療法士(2018 年度取得者)：1,175 名 更新者：907 名 失効者：268 名

認定理学療法士(2019 年度取得者)：3,261 名 更新者：695 名

専門理学療法士（2018 年度取得者）： 39 名 更新者： 31 名 失効者： 8 名
専門理学療法士（2019 年度取得者）： 1,539 名 更新者： 310 名

認定理学療法士 1,602 名、専門理学療法士 341 名 計：1,943 名（延べ人数）
※失効者 276 名（2025 年 3 月 31 日の有効期限の分野において、いずれの分野も更新をしなかった人数）

（主な意見）
特になし

13. グローバルな人材育成にむけた士会との連携事業について（斉藤会長、大工谷副会長）

グローバルな人材育成にむけた士会との連携事業について、報告がなされた。

（主な内容）

このたび、大阪・関西万博、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会にかかわる士会事業を後方支援することとなった。

本会は 2022 年から、都道府県士会レベルでの国際事業の展開に協力してきた。

2022 年度は都道府県士会から国際事業に関する情報をいただき、組織運営協議会や事務局長会議において、グローバル社会における理学療法士の活躍にむけた意見交換を行った。

2023 年度はそれらの意見をふまえ、士会の国際的な取り組みを募集したところ、様々な切り口での国際的な取り組みの事例について 5 つの士会から報告書や発表スライドを作成、ご提出いただいた。これらの資料は、会員限定コンテンツで紹介するとともに、オンライン説明会を開催し、情報共有に努めてきた。

この度、大阪府理学療法士会から、大阪・関西万博の役務提供のため、人員募集などの後方支援の相談を受けた。大阪府や近隣地域から募集したいということである。

また愛知県理学療法士会からは、愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の期間中に、海外の理学療法士との国際交流ができるサイドイベントを企画したいとのこと、競技会場や選手集約施設におけるサービス提供のため人員募集などの後方支援の相談を受けた。愛知県や近隣地域から募集したいということである。

このような国際的なイベントにかかわる士会の後方支援をすることは、本会にとって初めての取り組みであるが、グローバルに活躍する理学療法士を育成する観点として重要な試みであると考えている。

（主な意見）
特になし

14. ベトナム（ハノイ、ハイズオン）の大学・附属病院との覚書締結と連携事業（斉藤会長、大工谷副会長）

ベトナム（ハノイ、ハイズオン）の大学・附属病院との覚書締結と連携事業について、報告がなされた。

（主な内容）

ハノイ医科大学・附属病院、ハイズオン医療技術大学・附属病院と連携事業の覚書を締結した。

2023 年、ベトナムと日本は両国の首相会談において、ベトナムでの最上位である「包括的戦略的パートナーシップ」を締結することで、相互互恵的な関係を更に推進していくことが合意された。アジア健康構想におい

でも、内閣官房健康医療室はベトナム保健省と協力覚書を締結し、ハイレベル会合を開催することになった。地政学的な安全保障の関連のみならず、少子高齢化により労働生産人口の減少が進む日本において、技能実習生の数が中国を大きく上回りトップになるなど、成長著しいベトナムはアジアにおいて現在、我が国にとって極めて重要な政策的パートナーであるとされる。同年、本会は国際医療技術財団と共働し、日本流のリハビリテーション、理学療法への推進に資する国際セミナーを開催した。初めて他国保健省の後援を受ける本会事業となった(日本の厚生労働省、外務省も後援)。

2024 年度、ベトナム代表団らの来日視察ならびに現地調査や交渉、調整を行った。その結果、前述の両大学・病院との覚書締結にいたった。

覚書締結においてハノイ医科大学・附属病院から、日本の理学療法士免許を有するものは現地研修で臨床実践を可能とするとの回答が得られている。これは中長期計画うち国際活動推進(免許の国際通用性)を推進する取り組みであり、海外就労創出や、グローバル人材育成の観点にも強く関連する。

ベトナムの健康課題の解決に貢献する点から ODA(政府開発援助)を活用した事業化を目指すとともに、会員の活躍に資する取り組みとして進めていきたいと考える。

(主な意見)

特になし

15. 第 60 回理学療法士国家試験不適切問題に関する意見書提出について

(白石常務理事)

第 60 回理学療法士国家試験不適切問題に関する意見書提出について、報告がなされた。

(主な内容)

養成校からの問題指摘の中で、最も指摘率が高かった問題は午前の第 20 問であり、指摘率は 78.9% (90 校中 71 校) であった。例年通り、指摘率 10.0% 以上の問題について、計 10 題 (午前 5 題、午後 5 題) の不適切問題を、3 月 4 日に厚生労働省へ意見書として提出するとともに、本会ホームページに掲載した。

(主な意見)

特になし

16. 2024 年度日本理学療法士教員協議会 報告書

(斉藤会長)

2024 年度日本理学療法士教員協議会報告書について、報告がなされた。

(主な内容)

一般社団法人全国大学理学療法学会が主催する 2024 年度教員協議会について、助成結果として報告書が提出された。

(主な意見)

特になし

17. 協会役員・士会長 OB・OG ネットワーク部会 報告

(谷口専務理事、伊藤理事)

協会役員・士会長 OB・OG ネットワーク部会報告書について、報告がなされた。

(主な内容)

2023 年度の協会役員・士会長 OB・OG ネットワーク部会の検討結果をふまえ、部会として報告書を作成した。

【部会】協会役員・士会 OB・OG ネットワーク部会

【目的】士会長の退任者又は協会役員の退任者相互の親睦を図るとともに、機会を通じて日本理学療法士協会役員との交流を図るなかで、日本理学療法士協会の活動を支援する仕組みを構築することが有効か、またできるかどうか検討し、提言すること。

本会の中長期計画の組織強化の関連から、協会理事・士会長 OB・OG ネットワーク部会は、会員組織強化の一環になると考えられる。ネットワーク構築の成果として、①安定した組織率、②会員の交流、③協会・士会運営に資する取り組み、④会員のロイヤリティ向上において数値化、視覚化されるものとなるのではないかと考えられる。

(主な意見)

特になし

18. 理学療法士労働環境委員会 報告書について

(谷口専務理事)

理学療法士労働環境委員会報告書について、報告がなされた。

(主な内容)

理学療法士労働環境委員会において、理学療法士の労働環境・処遇等に関する調査報告書が取りまとめられた。

(主な意見)

特になし

19. 第 63 回日本理学療法学術研修大会 公募について

(白石常務理事)

第 63 回日本理学療法学術研修大会の公募について、報告がなされた。

(主な内容)

028 年度開催予定の第 63 回日本理学療法学術研修大会に係る公募を、以下期間にて開始することを報告する。

・公募期間：2025 年 4 月中旬～7 月 31 日まで

(主な意見)

特になし

20. 常任理事会の会議報告について

(谷口専務理事)

常任理事会の会議報告について、報告がなされた。

(主な内容)

常任理事会を開催したので、下記のとおり報告する。

2025 年 2 月 4 日開催常任理事会 議題

- ・「あるあるケースで学ぶ！ 理学療法士のための はじめての法律講座（仮）」への監修依頼について
- ・世界理学療法連盟学会 2025 に関する意見交換について
- ・一般財団法人ライフ・プランニング・センター健康教育サービスセンターからの委員派遣の依頼と対応について
- ・チーム医療推進協議会 令和 7・8 年度役員選挙について

2025 年 2 月 25 日開催常任理事会 議題

- ・理学療法士養成校の卒業生に対する 2024 年度学業優秀賞受賞者の承認について
- ・愛知・名古屋アジア競技大会・パラ競技大会と関連事業について

(主な意見)

特になし

以上